



優先権書類の提出省略について

「日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書」の実施、 及びそれに係わる作業要点（PDX）の公布施行に基づく）

2013年11月25作成

2013年11月5日、台北にて、公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間で、「日台電子商取引取決め」、「日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書」、「日台薬事規制協力取決め」、「日台鉄道交流了解覚書」、「日台航空機捜索救難協力取決め」についての署名が行われました。日本が台湾と特許等優先権書類電子的交換に協力する初の国家となります。

「日台優先権書類の電子的交換内容」は、日台双方の関係当局において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）に基づく優先権主張を行うために必要な特許出願書類の謄本（優先権書類）を電子的に交換することです。

「日台特許等優先権書類電子的交換覚書」の実施後には、台湾の出願を優先権主張の基礎として日本国へ出願する場合又は日本国の出願を優先権主張の基礎として台湾へ出願する場合は、所定の手続を行うことで、書面による優先権書類の提出を省略することが可能となります。

例えば、日本を出願第一国とする特許又は実用新案の出願人は、その後、日本出願を基礎とする優先権を主張して台湾へ特許等を出願する際に、日本特許庁に対して当該特許等の出願のアクセスコードを申請すれば、出願人は台湾で優先権を主張する際に、当該アクセスコードを用いて、書面（紙）の優先権証明書類の代わりとすることが出来ます。

同様に、台湾側の特許等の出願人が台湾出願を基礎とする優先権を主張する場合、



最も早い優先権日から16ヶ月以内に、日本特許庁に対し台湾が発行した優先権アクセスコードを提出すれば、優先権証明書類を提出したと見なされることとなります。

台湾經濟部知的財産局（日本特許庁に相当）により2013年11月18日付公告された「日台特許等優先権書類電子的交換作業要点（PDX）」によりますと、当該「日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書」については、来月（12月）2日から正式に実施されます。

「日台特許等優先権書類電子的交換作業要点（PDX）」によりますと、日本国特許庁が第一局である場合、台湾知的財産局に対しては、願書には、日本国特許庁から付与されたアクセスコードを提示すると共に、電子的交換を利用する旨の意思表示をする必要があります。

願書について、下記の記載例を一例として挙げます。

（願書の記載例）

四、聲明事項：

主張優先権

日本、2013年XX月XX日、2013-XXXXXX、發明、B123

（願書の記載例）（オンライン出願の場合）

【優先権の主張】

【出願日】2013年××月×日

【優先権証明書提供国（機関）】 【国名】○○

【出願番号】□□□□□□

【出願の区分】特許

出願時に、優先権主張の基礎となる出願番号やアクセスコードを知ることができ



ないときは、優先権主張の基礎となる出願のうちの最先の出願日から1年4月以内に、上記出願番号やアクセスコードを補充するため、願書の【優先権等の主張】の欄を補正する「**手続補正書**」をオンライン又は書面で提出してください。

手続補正書について、下記の記載例を一例として挙げます。

(手続補正書の記載例)

三、補正事項：

[√] その他の事項：優先権主張事項への補正

日本、2013年XX月XX日、2013-XXXXXX、發明、B123

一方、台湾智慧財産局が第一局である場合は、第二国としての日本国特許庁に対して、電子的交換を利用する旨の意思表示をする必要があります。アクセスコードの付与請求について、政府料金がありません。アクセスコードの付与所要時間は、付与請求日からの約20日以内に決定されのが一般的ですが、緊急案件であれば、付与請求日からの3～5日以内に通知するのも可能です。

今後からは、「[日台特許等優先権書類電子的交換覚書](#)」の実施、及び「[日台特許等優先権書類電子的交換作業要点 \(PDX\)](#)」の公布施行により、日台双方の出願人がこれまで必要であった優先権書類に関する手続負担を著しく軽減することができます。これにより、双方の出願人の時間節約と優先権の主張についても多いに役立つこととなるので、経済面での日台間の実務交流が一層促進されることが期待されます。

以上につきご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。